

平成26年 No.33

○東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

実施委員会の庶務担当を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 7 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程の一部を改正する規程
を次のように制定する。

平成26年 7 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第28号

東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程の一部を
改正する規程

東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程（平成25年規程第17号
）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程の一部改正について

改正理由：実施委員会の庶務担当を変更することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （庶務） 第 1 0 条 委員会の庶務は，関係する各課の協力を得て<u>学務部入試課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年 7 月10日から施行する。</u>	〔省略〕 （庶務） 第 1 0 条 委員会の庶務は，関係する各課の協力を得て<u>総務部附属学校課</u>が処理する。 〔省略〕